

平成 21 年 5 月 15 日

各 位

本社所在地 大阪府大阪市中央区北久宝寺町四丁目 4 番 3 号  
会社名 夢の街創造委員会株式会社  
代表者 代表取締役社長 中村 利江  
(コード番号：2484 大阪証券取引所ヘラクレス市場)  
問合せ先 経営企画グループマネージャー 小島 一郎  
TEL：03 - 5545 - 3843  
URL：<http://www.yumenomachi.co.jp/>

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の臨時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は株式振替制度に一斉移行されました(いわゆる株券の電子化)。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株券および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 7 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 7 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款変更の決議をしたものとみなされております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会 平成 21 年 6 月 26 日(予定)  
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 26 日(予定)

以上

別 紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第8条</u> (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>(2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</p> <p>(3) <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株式に関する手続き及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第11条</u> ~ <u>第13条</u> (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第8条</u> (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株式に関する手続き及び手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p><u>第10条</u> ~ <u>第12条</u> (現行どおり)</p>

現 行	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第15条～第38条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第14条～第37条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条から本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

以上